

商工会等連携経営改革支援制度

～いきいき経営改革サポート制度～

京都府では、府内中小企業の経営安定・発展のために、商工会・商工会議所と連携して、継続的に経営指導を受けていただける制度を創設しましたので御利用ください。

対象となる方	<p>商工会・商工会議所又は地域ビジネスサポートセンターの経営指導を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者。</p> <p>融資申込前の経営指導(事前指導)と融資実行後の経営指導(3年間、6ヶ月ごとの事後指導)を受けていただく必要があります。</p> <p>上記の経営指導を受けている方が京都府・京都市中小企業融資制度を利用する場合、保証料率が引き下げられます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[留意事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営指導を受けている方であっても、融資の申込みにあたり、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。 2 融資実行後の経営指導を受けない場合、以後、原則として、本制度による保証料率の引下げは受けられません。 </div>
経営指導の 申 込 機 関	各商工会、各商工会議所、又は各地域ビジネスサポートセンター
保証料率引下げ 対 象 の 融 資	京都府・京都市中小企業融資制度(中小企業再生支援融資を除く)
保証料率の 引 下 率	0.1%～0.3%の引下げ 保証料率は中小企業者の方の財務内容及び融資制度により異なります。
手 順	<pre> graph TD SME[中小企業者] -- "融資申込" --> FI[金融機関] FI -- "融資実行" --> SME SME -- "経営指導申込" --> CC[商工会・商工会議所] CC -- "事前指導 事後指導" --> SME SME -- "保証依頼" --> GA[保証協会] GA -- "保証承諾" --> SME GA -.-> 保証料率引下げ" SME </pre>